

1 河北町地域防災計画の概要

河北町地域防災計画は、災害から町民の生命や財産を守るため、各種災害の予防対策、応急対策及び復旧・復興対策について、町がとるべき総合的、基本的事項を定めている。

政府の「防災基本計画」や山形県の「山形県地域防災計画」の見直し等を踏まえ、現計画に検討を加え、必要に応じて修正することとしている。

2 計画改訂の方針

- (1) 【内閣府】防災基本計画の修正（R3.5.25）を踏まえた修正
- (2) 令和4年度までの山形県地域防災計画の修正を踏まえた修正
- (3) 令和2年7月豪雨災害対応を踏まえた修正

3 修正（見直し）の主なポイント

(1) 【内閣府】防災基本計画の修正（R3.5.25）を踏まえた修正

1. 災害対策基本法の改正（R3.5）を踏まえた修正

- ①災害対策本部の設置の見直し
- ②個別避難計画の作成
- ③避難勧告・避難指示の一本化
- ④広域避難に関する事項

2. 新型コロナウイルス感染症対策を踏まえた修正

- ①避難所における感染症対策
- ②避難所開設・運営訓練の実施
- ③パーティション等の備蓄の促進
- ④コロナ自宅療養者等に対する情報共有等
- ⑤被災自治体への応援職員等の感染症対策

3. その他最近の施策の進展等を踏まえた修正

- ①災害対応業務のデジタル化の推進
- ②福祉避難所の活用による要配慮者の円滑な避難の確保
- ③大雪による大規模な車両滞留を踏まえた対応
- ④あらゆる関係者が協働して取り組む「流域治水」の推進
- ⑤事前防災の取組や複合災害への対応の推進
- ⑥ボランティアの調整事務の委託を受けた災害ボランティアセンターの必要な経費に対する災害救助法による支援
- ⑦防災ボランティアと自治体・住民・NPO等との連携・協働の促進
- ⑧正常性バイアス等の必要な知識を教える実践的な防災教育の推進
- ⑨それぞれの被災者に適した支援制度を活用した生活再建
- ⑩女性の視点を踏まえた防災対策の推進

(2) 令和4年度までの山形県地域防災計画の修正を踏まえた修正

1. 災害対策基本法の改正（R3.5）を踏まえた修正

- ①避難勧告・避難指示の一本化
- ②個別避難計画作成の努力義務化
- ③災害が発生するおそれがある段階における、広域避難実施のための自治体間協議

2. 近年発生した災害からの教訓及び政府の「災害基本計画」の見直しを踏まえた修正

- ①「自分の身体は自分で守る」意識の徹底等による防災意識の向上推進
- ②警戒レベルの運用による自発的な避難判断等の促進
- ③要配慮者及び女性等に配慮した避難計画・避難所運営の推進
- ④新型コロナウイルス感染症対策
- ⑤近年発生した災害を踏まえた修正
- ⑥関連する法令の改正を踏まえた修正
- ⑦近年の施策の進展等を踏まえた修正

3. その他の防災に係る諸施策の充実

- ①自主防災組織の実践的な対応力の強化
- ②物資・輸送対策の強化
- ③男女共同参画の視点を取り入れた防災対策の推進

(3) 令和2年7月豪雨災害対応を踏まえた修正

- ①応急活動の見直し
- ②支援活動の見直し
- ③復旧・復興に向けた見直し
- ④その他課題解消に向けた見直し

4 河北町地域防災計画の改訂に関わる見直し方針

(1) 災害対策基本法の改正 (R3.5) を踏まえた修正

令和元年の台風第15号と第19号をはじめとした一連の被害への検証を踏まえ、災害対策基本法の一部改正が行われた。令和3年の改正では、避難勧告・指示の一本化や個別避難計画の努力義務化等が示されたことを踏まえ、これらを反映した修正を行う。

① 避難勧告・避難指示の一本化

避難情報のあり方を包括的に見直し、新たな避難情報として、避難勧告・避難指示を一本化し、警戒レベルと併せた「避難指示」と「高齢者等避難」の2種類の避難情報による運用に統一する。(※厳密には、警戒レベル5での「緊急安全確保」も含まれる。)

<課題>

本来避難すべき避難勧告のタイミングで避難せず、逃げ遅れにより被災する者が多数発生。避難勧告と指示の違いも十分に理解されていない。

〔住民アンケート〕
 ・避難勧告で避難すると回答した者：26.4%
 ・避難指示で避難すると回答した者：40.0%

<対応>

避難勧告・指示を一本化し、従来の勧告の段階から**避難指示**を行うこととし、避難情報のあり方を包括的に見直し。



避難情報の報道イメージ (内閣府で撮影)

警戒レベル	新たな避難情報等	これまでの避難情報等
5 災害発生又は切迫	緊急安全確保※1	災害発生情報 (発生を確認したときに発令)
~~~~<警戒レベル4までに必ず避難！>~~~~		
4 災害のおそれ高い	避難指示※2	・避難指示(緊急) ・避難勧告
3 災害のおそれあり	高齢者等避難※3	避難準備・ 高齢者等避難開始
2 気象状況悪化	大雨・洪水・高潮注意報 (気象庁)	大雨・洪水・高潮注意報 (気象庁)
1 今後気象状況悪化のおそれ	早期注意情報 (気象庁)	早期注意情報 (気象庁)

※1 市町村が災害の状況を確実に把握できるものではない等の理由から、警戒レベル5は必ず発令される情報ではありません。

※2 避難指示は、これまでの避難勧告のタイミングで発令されることになります。

※3 警戒レベル3は、高齢者等以外の人も必要に応じ普段の行動を見合わせ始めたり、避難の準備をしたり、危険を感じたら自主的に避難するタイミングです。

## ②個別避難計画作成の努力義務化

避難行動要支援者の円滑かつ迅速な避難を図る観点から、個別避難計画の作成を促進する。（従来は個別計画とされていたもの）

※ 避難行動要支援者（高齢者、障害者等）ごとに、避難支援を行う者や避難先等の情報を記載した計画。

<課題>  
避難行動要支援者名簿（平成25年に作成義務化）は、約99%の市町村において作成されるなど、普及が進んだものの、いまだ災害により、多くの高齢者が被害を受けており、避難の実効性の確保に課題。  
〔近年の災害における犠牲者のうち高齢者（65歳以上）が占める割合  
令和元年東日本台風：約65% 令和2年7月豪雨：約79%〕

<対応>  
避難行動要支援者の円滑かつ迅速な避難を図る観点から、**個別避難計画について、市町村に作成を努力義務化**。  
〔任意の取組として計画の作成が完了している市町村 約10%  
任意の取組として一部の計画の作成が完了している市町村 約57%〕

※併せて、マイナンバー法を改正し、名簿・計画の作成等に当たりマイナンバーに紐付く情報を活用



避難行動要支援者が災害時に避難する際のイメージ

## ③災害が発生するおそれがある段階における広域避難実施のための自治体間協議

災害発生のおそれがある段階において、国の災害対策本部の設置を可能とするとともに、市町村長が居住者等を安全な他の市町村に避難（広域避難）させるに当たって、必要となる市町村間の協議を可能とする。



### ①避難勧告・避難指示の一本化

災害対策基本法の改正（令和3年5月20日施行）により、「避難勧告」と「避難指示（緊急）」を「避難指示」に一本化し、従来の避難勧告を発令するタイミングで避難指示を発令すること等、避難情報の在り方が見直されたことに伴い、用語の修正のほか、内容を追記する。

対象頁
計画書全般 第2編 震災対策編 第1章 災害予防計画 第6節 避難体制整備計画

### ②個別避難計画作成の努力義務化

災害対策基本法の改正（令和3年5月20日施行）において、避難行動要支援者の円滑かつ迅速な避難を図る観点から、市町村による個別避難計画の作成が努力義務化されたことに伴い、内容を追記する。

対象頁
第2編 震災対策編 第1章 災害予防計画 第3節 地域防災力強化計画 第17節 危険物等施設災害予防計画 第20節 企業（事業所）等における災害予防計画 第2章 災害応急計画 第1節 防災体制の確立 第3節 避難計画 第18節 文教対策 第19節 要配慮者の応急対策

### ③災害が発生するおそれがある段階における広域避難実施のための自治体間協議

災害対策基本法の改正（令和3年5月20日施行）により、災害発生のおそれがある段階において、政府の災害対策本部の設置を可能とするとともに、広域避難に係る市町村間の協議も可能とされたことに伴い、以下の内容を追記する。

対象頁
第2編 震災対策編
第2章 災害応急計画
第1節 防災体制の確立
第2節 情報収集伝達関係
第3節 避難計画
第4節 指定避難所運営計画
第5節 孤立集落の応急計画
第6節 救助・救急計画
第14節 ライフライン施設の応急対策計画
第16節 廃棄物処理計画



## (2) 近年発生した災害からの教訓及び政府の「災害基本計画」の見直しを踏まえた修正

近年、台風や豪雨による風水害や、内陸直下の地震など、大規模災害が毎年のように発生しており、それら災害対応の教訓を踏まえた法令等の改正（表）や、防災対策・対応の改善が進められている。今回の計画見直しにおいては、これらを反映した防災基本計画、山形県地域防災計画と整合を図りながら、防災・減災対策の追加・修正を行う。

### ①「自分の身体は自分で守る」意識の徹底等による防災意識の向上推進

- ・近年発生した災害の状況から、行政主導のハード対策・ソフト対策には限界があること等を踏まえ、「自分の身体は自分で守る」という意識の徹底や、住民向けの防災教育訓練により、町全体としての防災意識の向上を推進
- ・これまでの災害において、ハザードマップの認知・活用不足等が課題とされたことから、ハザードマップの配布等にあたり、居住地域の災害リスクやとるべき行動、適切な避難先を判断できるよう周知

### ②警戒レベルの運用による自発的な避難判断等の促進

- ・「居住者等がとるべき行動」と、避難情報等をそれぞれ警戒レベルに対応させることで、出された情報からとるべき行動を直感的に理解できるよう、災害の切迫度に応じた5段階の警戒レベルを運用
- ・注意報、警報等の防災気象情報を警戒レベルと関連付けた情報として提供すること等により、住民の自発的な避難判断等を促進

### ③要配慮者、女性及び子ども等に配慮した避難計画・避難所運営の推進

- ・福祉避難所に受入れを想定していない避難者が避難してくることがないように、受入対象者を特定し、要配慮者の円滑な避難を確保
- ・性暴力・DVの発生を防止するため、女性や子ども等に配慮した避難所運営の推進

### ④新型コロナウイルス感染症対策

- ・災害時に指定避難所が不足する場合、ホテル・旅館などの活用も含め可能な限り多くの避難所を開設し、避難所の適正な空間を確保
- ・保健所と防災担当部局の連携の下、自宅療養者等の災害危険エリアへの居住状況の確認や、自宅療養者等に対する避難情報の提供

表 近年の主な大規模災害と防災基本計画に関連する法令の改正 1/2

年	主な災害	関連法令の改正	防災基本計画に関連する主な改正内容
2014	平成 26 年 8 月豪雨 平成 26 年御嶽山噴火	—	—
2015	平成 27 年口永良部島噴火 平成 27 年 9 月関東・東北豪雨	災害対策基本法 (2015.3)	○大規模災害発災時における災害廃棄物に関する処理指針の策定 ○災害廃棄物処理の国による代行
		廃棄物処理法 (2015.3)	○仮置場の確保等の地方公共団体における災害廃棄物処理計画に定めるべき事項 ○災害廃棄物対策に関する広域的な連携体制の確保及び民間連携の促進
		水防法 (2015.5)	○現行の洪水に係る浸水想定区域について、想定し得る最大規模の洪水に係る区域に拡充して公表 ○想定し得る最大規模の内水・高潮に係る浸水想定区域を公表する制度を創設 ○内水・高潮に対応するため、下水道・海岸の水位により浸水被害の危険を周知する制度を創設 ○下水道管理者に対し、水防計画に基づき水防管理団体が行う水防活動に協力することを義務付け
		下水道法 (2015.5)	○浸水被害対策区域における民間の雨水貯留施設等の整備と連携 ○民間事業者等との協定締結等による災害時における下水道施設の維持又は修繕
		活火山法 (2015.7)	○活火山対策の総合的な推進に関する基本指針の作成・見直し ○警戒地域の指定及び火山防災協議会の組織等体制の整備 ○火山防災協議会の具体的な検討事項 ○警戒地域ごとの情報収集、予警報の伝達方法、避難に関する事項など地域防災計画に定めるべき事項 ○噴火警報等の関係機関や住民、登山者等への伝達
2016	平成 28 年熊本地震 平成 28 年台風第 10 号	災害対策基本法 (2016.5)	○大規模地震や大雪等の災害時における緊急車両の通行ルート確保のための放置車両対策 (実施主体に港湾管理者及び漁港管理者を追加)

近年の主な大規模災害と防災基本計画に関連する法令の改正 2/2

年	主な災害	関連法令の改正	防災基本計画に関連する主な改正内容
2017	平成 29 年 7 月九州豪雨	水防法 (2017.6)	<ul style="list-style-type: none"> <li>○大規模氾濫減災協議会制度の創設</li> <li>○要配慮者利用施設における避難確保計画の作成等の義務化</li> <li>○浸水実績等を活用した水害リスク情報の周知等</li> <li>○民間を活用した水防活動の円滑化</li> <li>○浸水拡大を抑制する施設等の保全</li> <li>○国等の技術力を活用した中小河川の治水安全度の向上</li> </ul>
		港湾法 (2017.7)	<ul style="list-style-type: none"> <li>○国による非常災害時の港湾施設の管理業務の実施</li> </ul>
2018	平成 30 年 1 月大雪 平成 30 年 7 月豪雨 平成 30 年北海道胆振東部地震	道路法 (2018.3)	<ul style="list-style-type: none"> <li>○国による重要物流道路の指定及び災害復旧等代行制度の創設</li> </ul>
		災害対策基本法 (2018.6)	<ul style="list-style-type: none"> <li>○被災都道府県から応援を求められた都道府県がその区域内の市町村に対して被災市町村への応援を求めることができることを明確化</li> </ul>
2019	令和元年台風第 15 号 (令和元年房総半島台風) 令和元年台風第 19 号 (令和元年東日本台風)	災害救助法 (2019.4)	<ul style="list-style-type: none"> <li>○救助実施市による救助と都道府県による連絡調整の実施</li> </ul>
2020	令和 2 年 7 月豪雨 ⇒河北町でも甚大な被害	—	—
2021	—	災害対策基本法 (2021.5)	<ul style="list-style-type: none"> <li>○避難勧告・避難指示の一本化等</li> <li>○個別避難計画の作成</li> <li>○災害発生のおそれ段階での国の災害対策本部の設置/広域避難に係る居住者等の受入れに関する規定の措置</li> <li>○災害対策の実施体制の強化</li> </ul>
		流域治水関連法 (2021.5)	<ul style="list-style-type: none"> <li>○流域治水の計画・体制の強化</li> <li>○氾濫をできるだけ防ぐための対策</li> <li>○被害対象を減少させるための対策</li> <li>○被害の軽減、早期復旧・復興のための対策</li> </ul>

※台風の標記に括弧書きは、気象庁が定めた台風名称



### ①「自らの命は自らが守る」意識の徹底等による防災意識の向上推進

防災知識の普及・啓発に当たっては、「自分の身体は自分で守る」という意識の徹底や、地域の災害リスクととるべき避難行動等についての住民の理解を促進するため、行政主導のソフト対策のみでは限界があることを前提とし、住民向けの専門的・体系的な防災教育訓練の推進、学校における防災教育等の充実を図り、町全体としての防災意識の向上を図るものとする。

対象頁
計画書全般
第2編 震災対策編
第1章 災害予防計画
第1節 基本方針
第2節 防災知識の普及計画
第3節 地域防災力強化計画
第2章 災害応急計画
第5節 孤立集落の応急計画

### ②警戒レベルの運用による自発的な避難判断等の促進

警戒レベルとは、災害発生のおそれの高まりに応じて「居住者等がとるべき行動」を5段階に分け、「居住者等がとるべき行動」と避難情報等をそれぞれ警戒レベルに対応させることで、出された情報からとるべき行動を直感的に理解できるよう、災害の切迫度に応じて、5段階の警戒レベルにより提供する。

対象頁
第2編 震災対策編
第1章 災害予防計画
第2節 防災知識の普及計画
第6節 避難体制整備計画
第24節 要配慮者の安全確保計画
第2章 災害応急計画
第1節 防災体制の確立
第4節 指定避難所運営計画

### ③要配慮者、女性及び子ども等に配慮した避難計画・避難所運営の推進

近年頻発する豪雨災害において高齢者等の被害が集中していることを受け、災害対策基本法の改正や「福祉避難所の確保・運営ガイドライン」が改定（令和3年5月）されたことに伴い、追記する。  
女性等に対する暴力の防止・安全確保に関して、追記する。

対象頁
第2編 震災対策編
第1章 災害予防計画
第2節 防災知識の普及計画
第6節 避難体制整備計画
第24節 要配慮者の安全確保計画
第2章 災害応急計画
第3節 避難計画
第4節 指定避難所運営計画
第5節 孤立集落の応急計画
第6節 救助・救急計画
第15節 生活支援関係
第19節 要配慮者の応急対策
第3章 災害復旧・復興計画
第5節 災害復興計画

### ④新型コロナウイルス感染症対策

分散避難の周知、避難所受付時の検温、消毒等感染症対策の徹底など、避難所の適切な空間を確保に向けた対策を追記する。

自宅療養者等を含めた健康状態に合わせた避難場所、スペースの確保を追記する。

対象頁
第2編 震災対策編
第1章 災害予防計画
第5節 防災訓練計画
第6節 避難体制整備計画
第2章 災害応急計画
第1節 防災体制の確立
第4節 指定避難所運営計画
第6節 救助・救急計画

### (3) その他の防災に係る諸施策の充実

平成 30 年 7 月豪雨災害では、市町村が避難情報を発令しても実際には多数の住民が避難しなかったことが課題となったため、山形県では、自主防災組織の活動において中核的存在となる人材を育成することを目的とした「自主防災リーダー研修会等」を実施している。

防災基本計画及び「ラストマイルにおける支援物資輸送・拠点開設・運営ハンドブック」(平成 31 年 3 月、国土交通省作成)に合わせて物資輸送拠点の設置及び運営について、市町村が対応することが明示された。

上記の対応を踏まえ、本町においても自主防災組織の育成強化対策や物資・輸送対策の強化に関する記載を修正する。

#### ①自主防災組織の実践的な対応力の強化

住民等は、「自らの命は自らが守る」という意識を持ち、災害発生のおそれの高まりに応じて、自らの判断で避難行動をとることを原則とする。

対象頁
第 2 編 震災対策編
第 1 章 災害予防計画
第 3 節 地域防災力強化計画
第 4 節 災害ボランティア受入体制整備計画
第 5 節 防災訓練計画
第 2 章 災害応急計画
第 3 節 避難計画

#### ②物資・輸送対策の強化

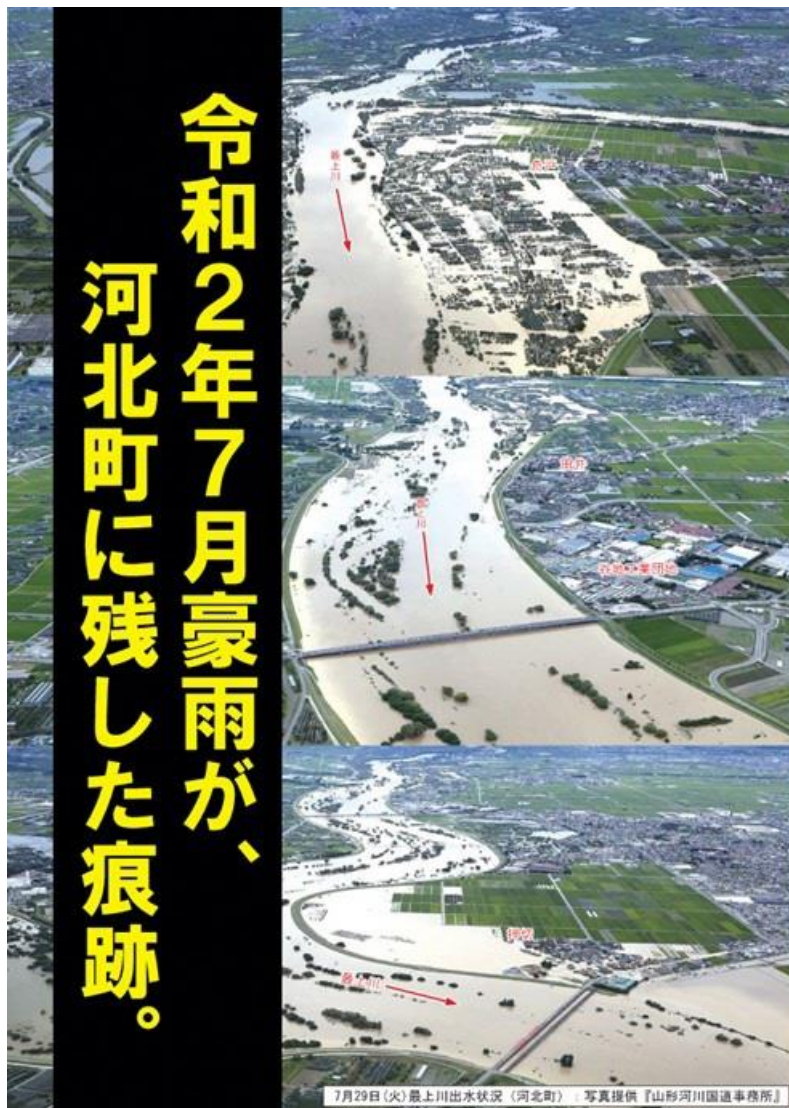
市町村は、直接又は広域物資輸送拠点から届く支援物資等を受入れ避難所等へ送り出す地域内輸送拠点を設置する。広域物資輸送拠点から地域内輸送拠点への輸送は県において対応し、地域内輸送拠点から避難所への輸送は市町村において対応する。

拠点の選定に当たっては、適宜山形県トラック協会等の協定締結団体の助言を得ながら、最も適切な施設を開設する。また協定に基づき、人員及び資機材等の派遣・供給を協定締結団体に要請する。

対象頁
第 2 編 震災対策編
第 1 章 災害予防計画
第 1 3 節 交通関係施設災害予防計画
第 1 6 節 建築物災害予防計画
第 1 8 節 輸送体制整備計画

#### (4) 令和2年7月豪雨災害対応を踏まえた修正

令和2年7月豪雨災害時の行動結果を振り返り、教訓等を踏まえ、法律の改正や上位計画の修正等との整合性を図り、本町の防災体制の充実及び実効性のある地域防災計画とするために修正を行う。



## ① 応急活動の見直し

災害の教訓を踏まえた、初動体制、救助体制の見直しを行う。

対象頁
第2編 震災対策編
第1章 災害予防計画
第20節 企業（事業所）等における災害予防計画
第21節 ライフライン施設の災害予防計画
第2章 災害応急計画
第3節 避難計画
第5節 孤立集落の応急計画
第6節 救助・救急計画
第16節 廃棄物処理計画
第19節 要配慮者の応急対策
第20節 応急住宅対策
第23節 災害救助法の適用
第24節 自発的支援の受入れ
第3章 災害復旧・復興計画
第2節 被災者の生活安定対策

## ②支援活動の見直し

在宅避難者や車中等に避難している被災者に係る情報把握及び生活環境確保のための支援体制の整備を行う。

外部からの人的、物的支援を迅速かつ円滑に受け入れるための受援体制の整備を行う。

対象頁
第1章 災害予防計画
第20節 企業（事業所）等における災害予防計画
第2章 災害応急計画
第15節 生活支援関係
第16節 廃棄物処理計画
第23節 災害救助法の適用
第3章 災害復旧・復興計画
第2節 被災者の生活安定対策
第3節 企業（事業所等）への融資

## ③復旧・復興に向けた見直し

復旧・復興に向けて、災害廃棄物の処理体制確保に係る見直し、更新を行う。

対象頁
第2章 災害復旧・復興計画
第16節 廃棄物処理計画

## 5 河北町地域防災計画の修正概要

### (1) 災害対策基本法の改正（R3.5）を踏まえた修正

#### ① 避難勧告・避難指示の一本化

- ・ 計画全般に、町が発令する避難情報を、「高齢者等避難」、「避難指示」、「緊急安全確保」に整理する。
- ・ 避難情報を発令、解除する際に、国又は県に必要な助言を求めることができるよう、連絡調整窓口、連絡の方法、連絡先の共有を徹底し実効性を確保（第2編第1章第6節 避難体制整備計画）

#### ② 個別避難計画作成の努力義務化

- ・ 個別避難計画で定める避難支援の役割分担及び支援内容を整理し、地区防災計画と整合を図ることで、避難行動要支援者の円滑な避難を実施（第2編第1章第3節 地域防災力強化計画）
- ・ 個別避難計画等に基づき、要配慮者の避難が必要になった際、福祉避難所へ直接避難の推進（第2編第1章第6節 避難体制整備計画）
- ・ 避難行動要支援者の状況の変化、ハザードマップの見直しや更新、災害時の避難方法等の変更等を適切に反映した個別避難計画に更新
- ・ 個別避難計画が作成されていない避難行動要支援者についても、関係者への必要な情報の提供、関係者間の事前の協議・調整により円滑かつ迅速な避難支援体制を確保（第2編第1章第24節 要配慮者の安全確保計画）
- ・ 避難行動要支援者名簿及び個別避難計画に基づく避難誘導、効果的な避難支援や迅速な安否確認（第2編第2章第19節 要配慮者の応急対策）

#### ③ 災害が発生するおそれがある段階における、広域避難実施のための自治体間協議

- ・ 広域避難の実効性確保のため、地震発生後の行動等について通常の避難との相違点を含めた広域避難の考え方を啓発（第2編第1章第2節 防災知識の普及計画）
- ・ 大規模広域災害時に円滑な広域避難を可能とする、関係機関と連携した実践型の防災訓練の実施（第2編第1章第5節 防災訓練計画）
- ・ 町外への広域的な避難、指定避難場所の提供が必要であると判断した場合の手順と他の自治体からの避難受入れ要請に係る協議手順を明記（第2編第2章第1節第4款 広域避難計画）



(2) 近年発生した災害からの教訓及び政府の「災害基本計画」の見直しを踏まえた修正

- ① 「自分の身体は自分で守る」意識の徹底等による防災意識の向上推進
  - ・ 「自分の身体は自分で守る」（自助）の理解と家庭の防災力強化を追記（第2編第1章第1節 基本方針）
  - ・ 住民を対象とした防災セミナー等の開催による、防災知識と自助を基本とした防災意識の啓発を推進（第2編第1章第2節 防災知識の普及計画）
  
- ② 警戒レベルの運用による自発的な避難判断等の促進
  - ・ 町が発令する避難情報に対する措置と発令基準、避難の目安となる5段階のレベルによる住民がとるべき行動と伝達の仕方（第2編第2章第3節 避難計画）
  
- ③ 要配慮者、女性及び子ども等に配慮した避難計画・避難所運営の推進
  - ・ 被災時の男女のニーズの違い等、男女双方の視点に十分配慮した訓練実施、避難所等に係る設備・資機材等の整備、避難所の運営管理（第2編第1章第2節 防災知識の普及計画）
  - ・ 要配慮者、女性及び子ども等に配慮した指定避難所等への誘導標識の整備と避難施設の空調、洋式トイレ、多目的トイレ、スロープ等バリアフリーの推進（第2編第1章第6節 避難体制整備計画）
  
- ④ 新型コロナウイルス感染症対策
  - ・ 新型コロナウイルス感染症を含む感染症の拡大のおそれがある状況下での災害対応に備えた避難所開設・運営訓練を積極的に実施（第2編第1章第5節 防災訓練計画）
  - ・ 新型コロナウイルス感染症を含む感染症の自宅療養者等の被災に備えて、保健所と連携した危険エリアにおける居住状況の確認と避難の確保に向けた具体的な検討・調整、避難の確保に向けた情報提供などの自宅療養者等への対応（第2編第1章第6節 避難体制整備計画）
  - ・ 新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策として、防災担当部局と保健福祉担当部局が連携し、指定避難所のレイアウトや動線等を確認、感染症患者が発生した場合の対応など良好な生活環境の確保
  - ・ 災害時に指定避難所だけでは施設が量的に不足する場合には、ホテル・旅館等の活用も含め、可能な限り多くの避難所を開設し、ホームページやアプリケーション等の多様な手段を活用して周知するよう努める。（第2編第1章第6節 避難体制整備計画 第2章第4節 指定避難所運営計画）

- ・ 新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策として、災害現場で活動する警察・消防・自衛隊の部隊及び職員の健康管理  
(第2編第2章第6節 救助・救急計画)

(3) その他の防災に係る諸施策の充実

① 自主防災組織の実践的な対応力の強化

- ・ 発災時の防災活動に必要な知識及び技術を習得するための研修や、多様な世代が参加できるような環境の整備などを行うことで、災害時における迅速かつ的確な防災行動力を身につけるため、災害発生を想定した防災訓練を繰り返し行うことの必要性
- ・ 消防法に基づき自衛消防組織の設置及び消防計画の作成が義務づけられている施設について適正な措置を講じることで、企業（事業所）等における自衛消防組織等を育成強化  
(第2編第1章第3節 地域防災力強化計画)
- ・ 地域住民及び要配慮者の参加に重点を置き、学校、自主防災組織、民間企業、NPO・ボランティア等多様な主体と連携した訓練の実施  
(第2編第1章第5節 防災訓練計画)
- ・ 避難所における避難者、住民、自主防災組織、避難所運営について専門性を有したNPO・ボランティア等の外部支援者等による正確な情報の伝達、食料、飲料水等の配布、清掃等の実施。（必要に応じ、他の地方公共団体に対して協力を求めること。）  
(第2編第2章第4節 指定避難所運営計画)

② 物資・輸送対策の強化

- ・ 大規模な災害発生のおそれがある場合、事前に物資調達・輸送調整等支援システムを用いた備蓄状況を確認、物資の輸送拠点の管理者の連絡先や開設手続を関係者間で共有するなどして速やかに物資の輸送拠点を開設  
(第2編第1章第18節 輸送体制整備計画)
- ・ 義援物資の配送・管理に当たって、必要に応じて公益社団法人山形県トラック協会や山形県倉庫協会に協力を要請し、義援物資の仕分け・配布に当たっては、町内会、自主防災組織、ボランティアを活用するなど、関係機関等と相互に連携した円滑な義援物資の配分  
(第2編第2章第24節 自発的支援の受入れ)

(4) 令和2年7月豪雨災害対応を踏まえた修正

① 応急活動の見直し

- ・ 分かりやすい水害リスクに関する情報の提供、5段階の警戒レベルによる、受け手側が情報の意味を直感的に理解できるような取組みを推進  
(第3編第1章第2節 防災知識の普及計画)
- ・ マイ・タイムライン(個人の防災行動計画)の作成の普及・啓発  
(第3編第1章第2節 防災知識の普及計画)
- ・ 想定される被害の危険区域及び指定緊急避難場所、避難経路等を示した災害予想区域図(ハザードマップ)、防災マップ、災害発生時の行動マニュアル等を作成し、住民等に周知
- ・ 指定緊急避難場所、安全な親戚・知人宅、ホテル・旅館等の風水害のおそれのない適切な避難場所や避難経路など、安全な避難方法を啓発
- ・ 自主防災組織、町内会、各種団体、ボランティア等の活動並びに消防本部で実施する応急手当講習会など地域コミュニティにおける多様な主体の関わりを通じて防災知識と自助を基本とした防災意識の普及啓発、防災・減災への取組み実施機関と地域包括支援センター・ケアマネジャーの連携による、高齢者への適切な避難行動の理解を促進
- ・ 洪水予報等河川に指定されていない中小河川においては、河川管理者から必要な情報提供、助言等を受け、水位情報や浸水実績等を把握したときは、水害リスク情報として住民、滞在者その他の者へ周知  
(第3編第1章第2節 防災知識の普及計画)
- ・ 水防本部の組織及び事務分掌を、災害対策本部の組織及び事務分掌に合わせ整理し、河川水位に応じた水防体制を整備
- ・ 人員が不足する際に、組織内の応援を可能とするよう災害対策本部の例にならぬ部を組織化  
(第3編第2章第1節 水害対策計画)
- ・ 住民等は「自分の身体は自分で守る」という意識を持ち、災害発生のおそれの高まりに応じて、自らの判断で避難行動をとることを原則とし、町は、住民等の主体的な避難行動を支援するための防災教育の推進、防災知識を普及  
(第3編第2章第4節 避難計画)
- ・ 避難指示等の避難情報は、所管区域内のパトロールを強化し危険箇所の把握に努めるなど、災害情報を収集し、住民に対し適切なタイミング・わかりやすい内容で発令  
(第2編第2章第3節 避難計画、第3編第2章第4節 避難計画)

② 支援活動の見直し

- 食料、飲料水、生活必需品を提供する事業者など災害応急対策等に係る業務に従事する企業は、国及び地方公共団体が実施する企業との協定の締結や防災訓練の実施等の防災施策の実施に協力するよう努めること  
(第2編第1章第20節 企業(事業所)等における災害予防計画)
- 要配慮者への給水にあたっては、ボランティア活動の協力を得るなどにより、優先的な応急給水ができるよう配慮  
(第2編第2章第15節 生活支援関係 第1款 応急給水計画)

③ 復旧・復興に向けた見直し

- 災害に伴い発生する被災地の災害廃棄物、ごみ及びし尿等の廃棄物を、迅速かつ適正に収集・処理し、生活環境の保全を図るための廃棄物処理対策を定めること  
(第2編第2章第16節、第3編第2章第17節 廃棄物処理計画)